

# 監査報告書

令和4年5月18日

学校法人 田村学園

理事会

御中

評議員会

学校法人 田村学園

監事 松林 正一郎 ㊟

監事 北村 健治 ㊟

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人田村学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人田村学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは、理事会及び評議員会に出席し、理事、事務局長等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と意見を交換し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

私たちは、監査の結果、学校法人田村学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上